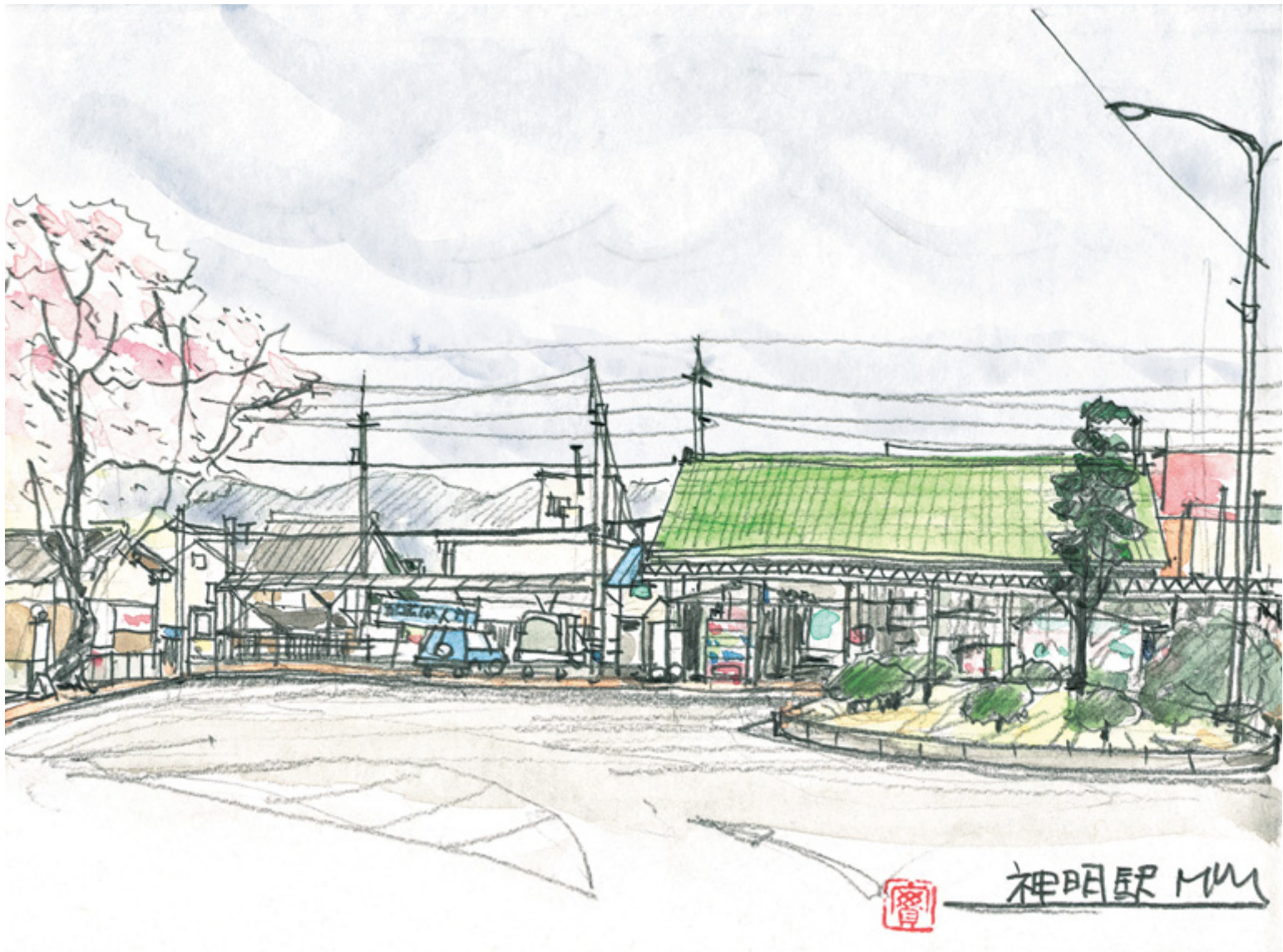


# 社会保険 ふくこい

2016年  
2・3月号



## 福武線沿線を行く

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

〈神明駅〉

鯖江市の丘の上の中心街にある駅。大きな木造駅舎の前には広いロータリーがあり、バスターミナルになっています。

職場内で回覧しましょう



# 新年のご挨拶

一般財団法人 福井県社会保険協会  
会 長 小泉 信太郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。旧年中は当協会の事業運営に対し、平素より多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

世界でもトップクラスの長寿国であるわが国では、平均寿命が伸び続け、女性86.83歳、男性80.50歳(平成26年簡易生命表)と、この50年間で12年以上も長くなっています。この長寿の実現には、医療技術の発達とともに、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度が寄与しており、日本が誇るべきことです。一方、社会保険制度を取り巻く環境は急速な少子高齢化などによる大きな変化に直面しており、医療保険制度を持続可能なものにするための構造改革が急務となっています。特に、今後、平成29年4月の消費税増税による税財源を高齢者医療制度に投入するなど、現役世代に過重な負担を強いる高齢者医療制度の負担構造の見直しは早期に求められています。

また、前述した少子高齢化の影響はとどまるところを知らず、公的年金のスリム化も懸念されています。昨年は、長らく懸案だったマクロ経済スライドが制度の創設後初めて発動されました。マクロ経済スライドとは、公的年金制度の安定を保つため、少子高齢化による年金制度の支え手の減少に伴い年金支給額に調整を行うもので、今後は出生率の大きな改善等がない限り、公的年金のスリム化は不可避の時代となったのです。

このような中、当協会では会員事業所から納付された会費を基に本年も県内の年金事務所(福井・武生・敦賀)や全国健康保険協会福井支部など、関連機関と協力しながら「社会保険ふくい」による広報事業や社会保険事務講習会を開催してまいります。また、会員事業所の従業員の皆様とご家族の健康づくりに役立つ体育奨励事業・講習会・福利厚生事業も積極的に推進いたします。皆様方におかれましては、これらの事業を積極的にご活用いただき、毎日の健康管理にお役立ていただきたいと存じます。

最後になりますが、本年が皆様にとって実り多き一年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

一般財団法人 福井県社会保険協会 武生支部長 世喜 克彦  
一般財団法人 福井県社会保険協会 敦賀支部長 田村 毅

平成28年  
4月から

# 医療保険制度が変わります

持続可能な医療保険制度を構築するための改革の一環として、負担の公平化等の観点から、平成28年4月より医療保険制度の一部が変更されます。



## 標準報酬月額上限の引き上げ

保険料負担を公平化するため、保険料などの算定の基礎となる標準報酬月額の等級が追加され、平成28年4月から上限が引き上げられます。あわせて、標準賞与額の年間上限も見直されます。

	現 行	平成28年4月から
標準報酬月額の上限(等級)	121万円(第47等級)	139万円(第50等級)
標準賞与額の年間上限	540万円	573万円



## 紹介状なしでの大病院受診に定額負担

現在、紹介状なしで大病院を受診するときは、各病院が独自で設定した特別料金を支払うことになっています。平成28年4月からは、紹介状なしで特定機能病院等を受診する場合、定額(金額は検討中)の自己負担を支払うことが義務づけられます。

## 入院時の食事代を段階的に引き上げ

入院中の食事の費用は、健康保険から入院時食事療養費が給付されるため、入院患者は1食あたり一定の負担で済みます。この負担額が、公平性の観点から、調理費を含むよう平成28年4月より段階的に引き上げられます\*。

※ただし、低所得者、難病患者、小児慢性特定疾患患者の負担額は据え置き。

	現 行	平成28年4月から	平成30年4月から
1食あたり負担額	260円	360円	460円



## 傷病手当金・出産手当金の算定方法を見直し

算定の範囲が直近12ヵ月間の標準報酬月額の平均額と定められます。

	現 行	平成28年4月から
算定方法	標準報酬月額の1/30の2/3	給付を受ける月以前12ヵ月間の標準報酬月額の平均額の1/30の2/3*

※ただし、被保険者期間が12ヵ月未満の人は「支給開始日以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額」と「支給開始日の属する年度の前年度の9月末日における全被保険者の標準報酬月額の平均額の1/30に相当する額」を比較し、少ない方の2/3相当額。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL 0776(27)8301  
企画総務グループ  
★印は TEL0776(27)8302  
業務グループ

# 平成28年度 生活習慣病予防健診の 予約が始まります! 3月1日(火)から

35~74歳の加入者ご本人(被保険者)の方を対象とした【平成28年度生活習慣病予防健診】の予約が始まります。年度内1回に限り、協会けんぽから健診費用の一部を補助いたしますので、安い負担額で健診を受けられます。定員に達し次第受付終了となる健診機関もございますので、

ご了承ください(一部の健診機関では、予約受付開始日が3月2日以降となります)。

なお、生活習慣病予防健診のご案内(申込書・パンフレット)は**3月下旬**に事業所様へお送りする予定です。詳しくは協会けんぽ福井支部のホームページをご覧ください。

## 予約から受診までの流れ

### 1 健診機関へ予約

受診を希望する健診機関に、前もって受診日を予約してください。

※福井県内の健診機関は協会けんぽ福井支部のホームページをご覧ください。  
※受診日は5月~10月頃に集中しますので、4月または11月~3月が比較的スムーズに予約がとれます。

### 2 申込書を作成

協会けんぽから届いた申込書に必要事項をご記入ください。

※お送りした申込書にはすでにお名前が印字されていますが、健診を受診されない方や、すでに退職されている方については二重線で抹消してください。



### 3 協会けんぽへ提出

お手元に申込書のコピー(控え)を残したうえで、協会けんぽ福井支部までご郵送ください。

※申し込み後は申込書に不備等がない限り、協会けんぽから事業所様へ申し込み完了の旨、ご連絡はいたしません。申し込み状況の確認等のため、控えは必ず残してください。

### 4 健診機関から問診票などが届く

予約日が近づきますと健診機関から問診票等が送られます。案内に従って受診してください。

※予約日の変更等は、直接健診機関へご連絡して調整をしてください。

### 5 受診(4月1日~)

当日は健康保険証が必要となりますので、忘れずにご持参ください。



### 6 健診結果が届く

受診された健診機関から健診結果が届きます。

## ご家族様へは受診券を平成28年4月にご自宅へお送りします

加入者ご本人(被保険者)様の住所宛にご家族(被扶養者)様が特定健診を受診する際に必要な【受診券】をお送りします。

なお、ご自宅にお送りすることができなかった受診券につきましては、事業所様宛にお送りして、加入者様等を通じ、ご家族様のお手元に届けていただきます。

加入者様の住所が変更になった場合には、日本年金機構に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」をご提出いただきますようお願いいたします。

### 受診券送付対象の方

協会けんぽの被扶養者で40歳~74歳までの方

※平成27年12月中旬時点で登録されているご住所に送付します。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL 0776(27)8304  
保健グループ

# 「医療費のお知らせ」をお送りしました

協会けんぽ福井支部では、加入者(被保険者および被扶養者)の皆様に、健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営を図るため、平成28年2月に「医療費のお知らせ」をお送りしました。

## 「医療費のお知らせ」とは？

加入者の皆様が病気やケガをし、健康保険を使って診療を受けた際、医療機関にて自己負担額をお支払いいただいておりますが、「医療費のお知らせ」では、普段わかりにくい実際にかかった費用(医療費)、その内訳等を記載しています。

「医療費のお知らせ」は、平成26年12月から平成27年11月までの間に協会けんぽ福井支部で受け付けた診療報酬明細書等(レセプト、柔道整復施術療養費等)を対象として、お勤めの事業所様(任意継続被保険者の方にはご自宅)あてにお送りしました。

※「医療費のお知らせ」を受け取られたことによる手続きは必要ございません。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL 0776(27)8303  
(レセプトグループ)

## ホームページによる情報提供サービスを一時休止中です

現在、ホームページによる情報提供サービスを一時休止しております。  
休止期間中の各種サービスのご利用方法についてご案内いたします。

### 1 医療費情報の参照

現在、インターネットによる医療費情報の照会をご利用いただけません。お申し出いただいた方に、医療費通知を郵送にてお送りしています。

### 2 生活習慣病予防健診対象者データのダウンロード

現在、インターネットによる対象者情報のダウンロードをすることはできません。  
ご利用が可能となりましたら、お知らせいたします。

### 3 健診申し込み

各支部まで郵送にてお申し込みください。

### 4 申請書の申請

『届書・申請書作成支援サービス』の開始時期が決まり次第、お知らせいたします。

### 5 被扶養者資格再確認に使用する被扶養者データのダウンロード

対象の全事業所様に、被扶養者データを紙媒体でお送りいたします。



ご迷惑、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業主の  
皆様へ

# 厚生年金・健康保険の 手続きをお忘れなく!

新入社員を採用したときは  
「被保険者資格取得届」や  
「被扶養者(異動)届」をご提出ください

就職や退職など、3月・4月は異動の多い時期ですが、従業員を採用したときは、被保険者資格に関する手続きを忘れずに行ってください。また、従業員の家族が被扶養者となる場合など、被扶養者に異動があったときにも、手続きを忘れずをお願いします。



## 被保険者

### 従業員はすべて「被保険者」となります

適用事業所に常時使用される人は、その人の意思・国籍・報酬の多少などに関係なく、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

また、パート・アルバイト勤務の方についても、勤務時間・勤務日数ともに一般従業員のおおむね4分の3以上ある方は被保険者となります。

### 「資格取得届」を必ず提出してください

被保険者の資格は、届出をして保険者の確認を受ける必要がありますので、下記の資格取得日から5日以内に「被保険者資格取得届」を提出してください。

### 提出先は、事業所の住所地を 管轄する年金事務所です

なお、郵送で提出される場合は、福井事務センターへ送付をお願いします。

#### ●必要な添付書類

- ① 被扶養者がいる場合…被扶養者(異動)届
- ② 60歳以上の退職後継続再雇用の場合  
(原則として喪失届と同時提出)
  - ・退職したことがわかる書類(就業規則の写し等)
  - ・再雇用時の雇用契約書または事業主の証明書等
- ③ 国保組合加入者の場合…適用除外申請書
- ④ 70歳以上の場合…70歳以上被用者該当届

## 被保険者の資格取得日

被保険者の資格は、事実上の使用関係\*が始まった日に取得します。具体的には次のとおりです。

- ① 適用事業所に使用されるようになった日
- ② パートから常用になった日 等

(注) 入社後、一定期間の試用期間や研修期間が設けられている場合でも、事実上の使用関係が発生しますので、入社の日から被保険者となります。

#### \*「事実上の使用関係が始まった日」とは

報酬が発生する日をさしますが、具体的には、給料の支払い方法によって次のとおり異なります。

(例) 4月1日に採用され、4月10日から勤務した場合

- ① 1ヵ月分の給料が支払われる場合→資格取得日は4月1日
- ② 給料が日割計算で支払われる場合→資格取得日は4月10日

●年金事務所からの通知については、被保険者の方へ確実にお知らせください。



# 従業員の方(被扶養配偶者含む)が 引っ越しをしたときは 「住所変更届」を ご提出ください



日本年金機構では「ねんきん定期便」を皆様のご自宅にお送りしております。

このお知らせは、日本年金機構から年金加入中の皆様へ直接お送りすることになるため、従業員やその被扶養配偶者の方の住所に変更があったときは、すみやかな住所変更届の提出についてご協力をお願いいたします。

※届出済みの住所が不明の場合は、日本年金機構で管理している住所を一覧表または磁気媒体で提供いたしますので、管轄の年金事務所までお問合せください。

**健康保険のみ加入の方(70歳以上75歳未満の方)も、  
住所に変更があったときは、住所変更届を年金事務所へ提出してください。**

※住所変更届は複写式になっており、配偶者(第3号被保険者)の手続きも併せて行えます。該当する場合は忘れずにご提出ください。

## ●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901(厚生年金適用徴収課)

## シリーズ年金

# 第3号被保険者の未納期間の保険料を 最大10年分追納できます

会社員(第2号被保険者)の配偶者で第3号被保険者の主婦・主夫の方は、会社員(第2号被保険者)の方が亡くなったり退職した場合や、自分の年収が130万円以上になったりしたときは、第1号被保険者となります。この場合、居住する市(区)町村の年金窓口で種別変更の届出を行い、保険料を自分で納める必要があります。届出を行わないと、年金記録上は第3号被保険者のままになり、「未納期間」が生じます。

平成25年7月に法律が改正され、昭和61年4月から平成25年6月までの期間に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が2年以上遅れたことのある方は、所定の手続きをすれば「未納期間」を年金の「受給資格期間」に算入できるようになっています。

また、平成27年4月から最大10年分の保険料の納付ができるようになりました(3年間の時限措置)。

詳しい手続き方法などは、最寄りの年金事務所または  
国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050(ナビダイヤル))でご相談ください。

手続き・  
追納による  
メリット

- ◆無年金から年金受給に
  - 「未納期間」を「特定期間」として、「受給資格期間」に算入できる
  - 老齢年金だけでなく、障害・遺族年金の受給権確保につながることもある
- ◆本来は遡って払えなかった期間の保険料を追納できる(特例追納)
- ◆保険料追納によって年金額の減額防止(増額)



## ●お問い合わせ先

各年金事務所「国民年金課」 福井0776(23)4516 武生0778(23)1124 敦賀0770(23)9902

# 春野菜のドライカレー

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●料理制作/検見崎 聡美(管理栄養士・料理研究家)  
スタイリング/脇岡 香子

## ●材料(2人分)

牛ひき肉	50g	カレー粉	大さじ1	
新たけのこ(水煮)	50g	サラダ油	大さじ1/2	
トマト	200g	ローリエ	1/2枚	
赤パプリカ	50g	A	水	1/2カップ
フキ	100g		しょうゆ	小さじ1
ひよこ豆(水煮)	50g		塩	小さじ1/6
たまねぎ	50g		こしょう	少々
にんにく	1/2片	ごはん	300g	
		パセリ	少々	

## ●作り方

- 1 新たけのこ、トマト、赤パプリカは1cm角に切る。フキは熱湯でさっとゆでて皮をむき、1cm幅に切る。たまねぎ、にんにく、パセリはみじん切りにする。
- 2 フライパンでサラダ油を中火で熱し、牛ひき肉を炒め、火が通ったらにんにく、たまねぎを炒めて、しんなりしてから、新たけのこ、フキ、ひよこ豆を加え炒め、なじんだらカレー粉を加える。
- 3 ローリエ、トマト、赤パプリカ、Aを加え、ときどき混ぜながらほとんど汁けがなくなるまで12~13分煮る。
- 4 ごはんを皿によそい、3を盛りつけ、パセリを散らす。



## ヘルシーポイント

たけのこやフキ、ひよこ豆には、血糖値を抑える働きのある食物繊維がたっぷり。しっかり噛むので満腹感も得られます。

## INFORMATION

### ●2月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

### ●3月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00  
(相談時間を延長)
- 9:30~16:00  
(休日相談日)

### ●2・3月の出張相談所の受付日時 必ず受付時間内にご来場ください

- 勝山市民会館  
2月 4日(木) 10:00~15:30  
3月10日(木) 10:00~15:30
- 坂井地域交流センター(いねす)  
2月18日(木) 10:00~15:30  
3月17日(木) 10:00~15:30
- 大野商工会議所  
2月25日(木) 10:00~15:30  
3月24日(木) 10:00~15:30
- 小浜市文化会館4階(小浜市役所横)  
2月 9日(火) 25日(木) 10:00~15:00  
3月10日(木) 24日(木) 10:00~15:00

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

1月25日に  
スタート  
しました!

## 街角の年金相談センター福井(オフィス)

年金に関するご相談にお応えします

相談は無料です  
お気軽にご相談ください

### こんな相談にお応えします

- 公的年金に関する相談、年金見込額の試算
- 年金請求書の受付(老齢給付・遺族給付・障害給付)
- 住所変更や受取金融機関などの変更届などの受付
- 源泉徴収票・支払通知書・年金証書・改定通知書などの再交付受付(後日ご自宅への郵送となります)

### ●「ねんきん定期便」などの年金加入記録についての相談

※事業所からの相談は受け付けていません。 ※電話による相談は受け付けていません。

### 福井市手寄1-4-1 AOSSA2階

JR北陸本線・えちぜん鉄道「福井駅」東口出ですぐ  
※お車でお越しの際は、相談時間に応じて駐車券をご用意しておりますので、AOSSA地下駐車場か駅東パーキング(AOSSA裏の立体駐車場)をご利用ください。

〈受付時間〉月~金曜日 午前9時~午後5時15分

※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。

街角の年金相談センター(オフィス)は、日本年金機構の委託を受けて全国社会保険労務士会連合会が運営しています。

### 〈ご持参いただくもの〉

運転免許証などの身分を証明するものの他、年金受給中の方は「年金証書」または日本年金機構からの各種通知書など、これから年金を受けられる方は「年金手帳」「基礎年金番号通知書」「ねんきん定期便」などをご持参ください。